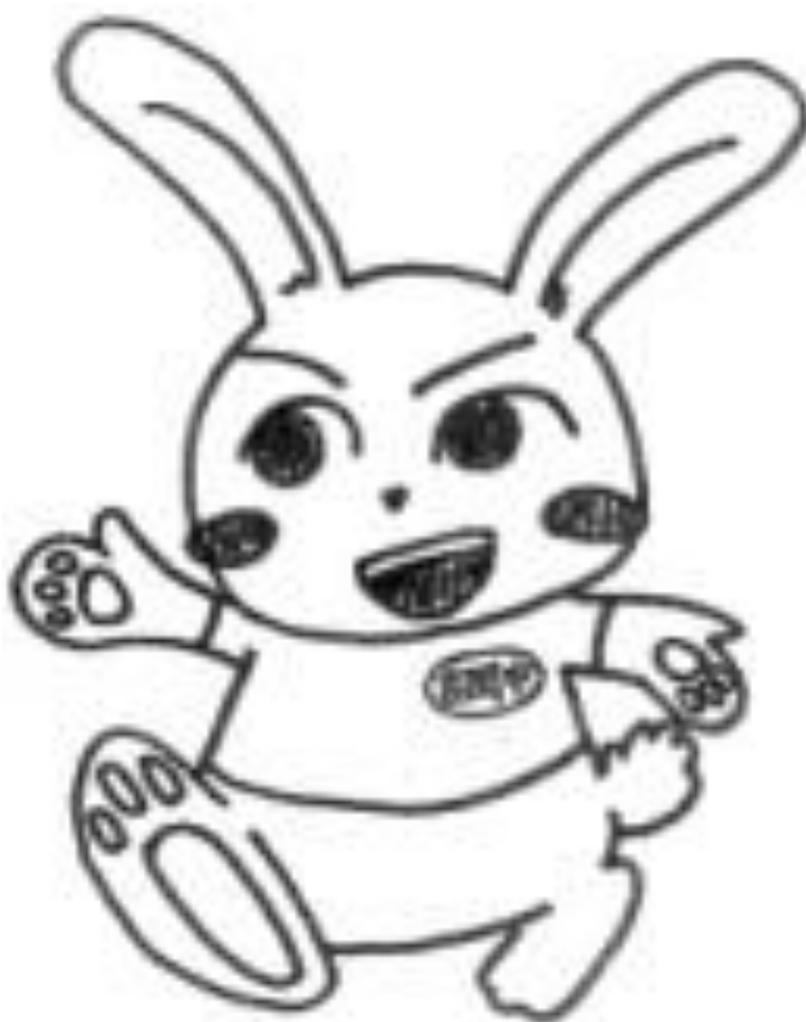


# 部活動運営規定 運営方針



ヨシびょん

吉岡町立吉岡中学校

# 令和5年4月

## 吉岡町立吉岡中学校部活動運営規定 運営方針

令和4年4月1日改正

### 1. 部活動の趣旨

部活動は、学校教育の一環として、同じ目的や趣味を持つ生徒が学年や学級を超えて集まり、自主的活動を中心に「目標」達成のために互いに競い、励まし、協力することで、以下のような資質・能力の育成を図り、健全な心身の発達を目指す。

- (1) 個性の伸長
- (2) 自主的、自発的な態度の育成
- (3) 責任感や連帯感の涵養活動
- (4) 学級や学年を離れ仲間や指導者と密接に触れ合うことによる好ましい人間関係の形成
- (5) 体力の向上と健康の増進
- (6) 運動や文化および科学等における生涯学習の基礎の育成

### 2. 基本的な考え方

- (1) 希望入部制とする。入部したら3年間継続することが望ましい。
- (2) 土曜日、日曜日、祝祭日、長期休業中は、顧問の指揮下で活動を行う。
- (3) 特別な事情があるとき以外は必ず活動に参加する。遅刻や休みの場合は直接顧問に連絡する。

### 3. 部の設置(創部)に関する事

- (1) 部の設置については、以下の条件を満たすものとする。
  - ① 運動部活動については、中学校体育連盟で認められた種目であり、大会に参加するなど具体的な目標の設定が可能なものであること。
  - ② 文化、科学等の部活動については、大会やコンクールへの参加等、具体的な目標の設定が可能なものであること。
  - ③ 練習等、日常的に校内での活動が可能なものであること。
  - ④ 必要最小の部員数は3名とする。ただし、団体種目の場合は、各競技の団体戦等における最大構成人数とする。
  - ⑤ その他、特別な事情のある場合は、別添資料Ⅰ創廃部規定により審議し、決定する。
- (2) 部の構成にあたっては、必ず複数の学年の生徒が所属することとする。
- (3) 駅伝部については、全校生徒を対象に本人の希望や体育の授業や校内における長距離走大会の結果等を基に募集をし、設置をする。
- (4) 部の廃部については、別添資料Ⅰ創廃部規定により審議し、決定する。
- (5) 部活動設置可能の適正数を部活動指導可能教職員の2分の1程度とする。今後の生徒数増減を考慮し、適正数内であれば、部活動創廃部規定にある条件を満たす場合に限り、創部および部の復活を可能とする。
- (6) 本年度設置する部活動は、以下の部を設け、それぞれ顧問教員1名以上、生徒に部長、副部長等を各部活動ごとに適正な数を置く。

### 【運動部】

野球部、サッカー部、陸上部、ソフトボール部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、男子卓球部、女子卓球部、男子剣道部、女子剣道部、男子柔道部、女子柔道部、女子バドミントン部、  
(季節部)水泳部、駅伝部、体操部、新体操部、スキー部、スケート部

### 【文化部】

吹奏楽部、合唱部、美術部、文芸部

## 4. 入部および退部に関すること

- (1) 希望生徒とその保護者が規定の様式により申し出たものを、学級担任、顧問が承認したものが入部することができる。新入生・転入生については、一定の仮入部期間を設けた後に入部することができる。
- (2) 部の在籍期間は原則3年とする。
- (3) 転部もしくは退部は、本人、保護者、顧問、担任と話し合いの後に所定の手続きを取って転部もしくは退部を認め、生徒指導部会、運営委員会、職員会議で報告する。

## 5. 活動日および活動時間及に関すること

- (1) 活動日は原則として平日とする。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日、長期休業中の活動に関して、適切な指導計画のもと、校長の承認を得て、顧問が監督することを条件に活動することができる。なお、その際には、保護者に通知すると共に、群馬県教育委員会より通知された「適正な部活動の運営に関する方針」を遵守する。

### ① 週当たりの休養日の設定

週2日以上(平日に1日と土・日曜日のいずれかの1日は必須)の休養日を設定する。

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

### ② 長期休業中の休養日の設定

長期休養日の意義を考慮して、土・日曜日は休養日とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けること。

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

### (2) 活動時間

- ① 平日の部活動開始時刻は、5校時の日は15時00分、6校時終了の日は16時00分を目安とする。
- ② 平日の部活動終了時刻は17時30分とする。  
顧問の監督の下、30分延長することができる。(18:00完全下校)
- ③ 学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間程度で活動を終えることとする。

期間(月)	4月～3月(通年)
活動開始時刻(5校時)	15:00
活動開始時刻(6校時)	16:00
活動終了時刻	17:30
完全下校時刻	18:00
朝練習	月曜日を除き可。7時30分～8時00分とする。
短縮校時等の場合	部活開始時刻から1時間30分後を終了時刻とする

- (3) 駅伝部等、年間を通して練習予定がない部については、保護者の許可を得た希望者のみ実施できる。また、練習開始時刻等も別途設定する。
- (4) 朝練習を行う場合は、希望者のみとする。また活動時間は、いずれの場合も7時30分から8時00分までとし、7時15分以降に登校する。
- (5) 1年生は、入部後2～3週間を目安に二者面談終了後、朝練習に参加できる。開始日は学年で揃える

## 6. 活動に関すること

- (1) 部の活動は、学校教育の妨げにならないよう配慮する。教科・学校行事・学級活動・生徒会活動などと重なる場合はそれらを優先するように計画する。
- (2) 定期試験などは一定の期間、活動を停止し、生徒の学習に支障のないようにする。ただし、特別な事情（大会などの期間中およびその直前）がある場合については、校長の承認を得て活動することができる。なお、その旨を保護者に通知する。定期試験前の部活動停止期間は、次の通りとする。

	1学年	2学年	3学年
一学期末考査	3日間	3日間	3日間
二学期中間考査	3日間	3日間	/
二学期末考査	5日間	5日間	
三学期末考査	5日間	5日間	

- (3) 顧問が不在の場合（職員会議や校内研修も含む）は、原則として活動しないものとする。ただし、本校教職員が1名以上、活動場所にいる場合はその限りではない。
- (4) 顧問は、活動にあたって活動計画を作成し、生徒に周知するとともに、生徒の健康安全の管理に充分配慮する。
- (5) 部活動中に怪我や病気等が発生した場合には、適切な処置を講じ、速やかに保護者と管理職に連絡する。
- (6) 部活動中の服装等については以下のように定める。
  - 平日
    - ・ 登下校時は、学校指定の体育着（冬季はウィンドブレーカーも可）とする。
    - ・ 部活動中は、体育着を基本とするが、以下を基準とする。
      - ① 顧問が許可して購入したTシャツ。（白・黒・紺・茶）
      - ② 中体連で斡旋して購入したもの。
    - ・ 部の活動中に着用するユニフォーム（試合用ユニフォーム以外）やTシャツ（部で購入）等は派手なものにならないように留意する。
  - 休日（長期休業中も含む）
    - ・ 各部で許可したユニフォームなどで登下校してもよい。
    - ・ 部活動中は、平日と同様とする。
    - ・ 試合用ユニフォームは、生徒や保護者ともよく相談し、デザイン、価格とも納得できるものを発注する。
    - ・ 普段の学校生活の中では必ず学校指定の体育着を着用する。
    - ・ ハイネックは学校生活では着用できない。

## (7) その他

- ・ 飲み物は水筒を持参する。(ペットボトルは持ち込まない)
- ・ 平日、休日ともに飲食物その他の物品を購入することはできない。
- ・ 遠征中でも携帯電話、スマートフォン、タブレット PC 等の電子機器は所持できない。
- ・ 制汗スプレーや制汗シートは使用できない。
- ・ 日焼け止め・日焼け止めリップは、登校時に塗ってくる。再度使用する場合は、人目につかない場所と時間を考慮して使用する。また、無香料・無着色に限る。

## 7. 部の運営に関すること

- (1) 部の運営に関する費用は自己負担を原則とする。
- (2) 部の運営費は、生徒会および後援会の予算から補助する。

## 8. 対外試合・コンクール等に関すること

- (1) 参加できる大会・合宿等は次の通りとし、顧問による引率を行う。
  - ① 中学校体育連盟または教育委員会の主催(後援も含む)する大会
  - ② 中学校体育連盟の競技部の主催する大会および合同練習会
  - ③ 部の所属する競技等の協会や連盟の主催する大会および合宿・練習会
  - ④ 双方の校長が認めた他校との練習試合
- (2) (1)以外の合宿や練習会への部活動としての参加は、原則として認められない。
- (3) 県外へ出る際は、校長にその許可を得る。
- (4) 仮入部期間における大会出場は原則として認めない。部員数が足りないなど特別な事情がある場合や渋川北群馬中学校体育連盟各競技部または群馬県中学校体育連盟各競技部の大会運営の都合等やむを得ない状況の際は、次の条件を満たす生徒に限り運営委員会等で検討し、校長の承認を得て出場を認める。
  - ① 生徒の入部希望が強く、3年間継続する意思が硬い。
  - ② 保護者も同意している
  - ③ 入部以前にスポーツ少年団等でその競技を経験しているか、大会参加が可能な程にその競技に精通している。

## 9. 部活動保護者会に関すること

- (1) 各部ごとに、部活動保護者会を組織する。
- (2) 部活動の体制が新しくなった際、保護者会または、各部代表保護者会を開催する。  
(9月に開催)

## 10. 安全管理と事故防止

### (1) 事故防止の留意点

「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」を活用し、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。

## (2)熱中症事故の防止

熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」や暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度))等を参考に、気象庁の高湿注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。なお、広域等的な大会等でやむを得ない事情により開催する場合は、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

## (3)事故への対応

万一、事故が発生した場合には、適切な応急処置を行い、状況によっては負傷者を医療機関に搬送することや二次災害を食い止めるなど、事故による被害を最小限度にとどめるように努める。また、日頃から校内等の緊急体制が有効に機能するように全教職員の役割分担や手順を明確にしておくとともに、AEDの配置場所についても周知徹底する。

## 11.その他

- (1) 部は学校代表として、校長の認めた対外の行事、試合、コンクール等に参加することができる。
- (2) 本校の部活動にない種目で、社会体育や地域のスポーツ団体等に所属し、中学校体育連盟の主催する大会に個人で出場を希望する生徒には、原則出場させる方向で対応する。ただし、その年度の4月末日までに出場の意思を示した者に限る。具体的対応については、運営委員会および職員会議で審議し、決定する。
- (3) 部活動外部指導者については、教育委員会の外部指導者派遣事業の活用を原則とする。その他の場合は、職員会議で検討の上、校長の承認を得る。また、渋川北群馬中学校体育連盟および群馬県中学校体育連盟の外部指導者に関する規定に則る。
- (4) 本規程の改正は、生徒指導部会、運営委員会および職員会議で検討の上、校長の承認をもって行う。
- (5) 本規定は、本校の「部活動方針」として、保護者・地域へ公開する。

(別添資料1)部活動創廃部規定

## 吉岡町立吉岡中学校部活動創廃部規定

本校の部活動については、教育委員会の示す「適正な部活動の運営に関する方針」に則り、指導者や施設・設備の状況に応じながら適正な数になるようにするため、以下の規定を定める。

1. 2大会連続で中体連主催大会に団体で正式出場することができなかった部については、原則廃とする。
  - 中体連主催大会の出場に際しては、正式部員数が各種目の団体戦等における最大構成人数(備考(1))を満たしていなければ、正式出場とならない。
  - 正式部員数は、年度始の部活動編成時の部員数とする。
2. 部員数が2名以下となった場合は廃部対象となり、次年度以降の募集は行わない。  
また、残りの部員が引退後、廃部とする。(3年生引退後は部員数1名)
3. 3年生引退後、1・2年だけで団体戦等における最大構成人数が確保できなくなった場合は、次年度募集の際、廃部の可能性を伝えた上で、条件付き募集とする。次年度に新入部員が入部しても団体戦等における最大構成人数が確保できない場合は、その後の部員募集は行わず、3年生引退後に廃部とする。
4. 3年生の引退以外でいずれかの学年の部員がいなくなった場合には、廃部対象とし、次年度の部員募集は行わない。所属する部員の引退または転部後、廃部とする。
5. 廃部になる部活動に所属し、活動期間が残されている生徒については、転部希望がある場合、所定の手続きを取って転部を認める。

≪備考≫

(1) 運動部(各競技の団体戦等における最小構成人数)

- 野球・・・9
- サッカー・・・7
- テニス・・・4
- バスケットボール・・・5
- バレーボール・・・6
- バドミントン・・・5
- 柔道・・・男子3 女子2
- 剣道・・・3
- 卓球・・・4

\*ただし、休部・廃部であっても、希望があれば社会体育などで練習し、個人として中体連主催大会の個人競技には出場することができる。大会出場の場合、引率する顧問が必要となる。

(2) 文化部

【吹奏楽・合唱】

3年生が引退後、5人以下になった場合、新入生には廃部の可能性があることを伝え募集する。  
新年度、全部員が5人以下の場合は廃部とする。

【美術・文芸】

原則、廃部にしないで募集を行う。

(3) 部活動の新設・創部は原則認めない。

(4) その他

- ・ 上記廃部規定以外でも廃部が望ましいと思われる状況が発生した場合は、生徒指導部会、運営委員会、職員会議で協議し、決定する。
- ・ 部活動が復活するには、同一学年内で団体戦等における最小構成人数の部員が入部することを必須の条件とする。その上で、顧問や施設設備等の観点から復活の是非を検討し、決定する。

(別添資料2) 入退部手続きに関する確認事項

## 入退部手続きに関する確認事項

- (1) 原則として希望する生徒が、文化的・体育的な部に所属し、3年間続けて活動することが望ましい。
- (2) 1年生は指定日まで仮入部とし、入部届提出後から正式入部とする。
- (3) 退部する場合は、必ず保護者、担任、顧問と相談し、退部届を提出する。
- (4) 退部後、他の部活動に再入部する場合には、必ず保護者、担任、顧問と相談し、仮入部を経て入部届を提出する。
- (5) 部活動は年度更新制とし、2・3年生は継続届けの提出をもって部活動の継続を認める。
- (6) 原則として、引退した後3年生は勉学に励み、進路を切りひらくことができるようにし、部活動は行わない。
- (7) 進路が確定した3年生については、別途、学年主任等が運営委員会および職員会議で部活動についての提案をすることがある。

### 1 入部手続き

- (1) 年度初めにおける通常の入部
  - ① 4月第2週部活動見学期間
  - ② 第3週仮入部期間
  - ③ 第3週週初めに担任より部活動入部届を配布する。
  - ④ 第4週入部届提出
  - ⑤ 部活動編成
- (2) 年度途中における入部
  - ① 第3項の転部に準ずる

### 2 退部手続き

- ① 生徒は、担任に退部の意思を申し出て、退部届を発行してもらう。
- ② 生徒は、退部届に必要事項を記入し、担任もしくは顧問に提出する。
- ③ 担任は、本人、保護者、顧問と連絡調整を行い、退部を認める。
- ④ 担任(学年主任)は、学年会、生徒指導部会、運営委員会、職員会議での報告を行う。

### 3 転部手続き

- ① 既に部活動に在籍している生徒は、退部手続きの①～④を済ませる。
- ② 転部希望生徒は、退部届の発行を担任に願い出る際に転部希望を申し出る。
- ③ 転部希望生徒は、退部手続きが済んだ後、転部希望部活動顧問に入部届を再提出する。
- ④ 転部希望生徒は、顧問の指定する一定期間の仮入部を行う。
- ⑤ 顧問は、生徒指導部会と職員会議で生徒の転部の是非を報告する。
- ⑥ 生徒指導部会、運営委員会、職員会議の承認を持って、顧問は再入部届を受理し、転部を認める。